

定期報告対象建築物等一覧表

	代表用途	用 途	報告が必要となる規模等 (※: Aは当該用途の床面積の合計)	建物の所在する区域	報 告 の 時 期					
					平成31年/令和元年			令和2年		
					4月 ○ ○ ○ ○	7月 ○ ○ ○ ○	10月 ○ ○ ○ ○	4月 ○ ○ ○ ○	7月 ○ ○ ○ ○	10月 ○ ○ ○ ○
3年毎に報告	店舗等	百貨店、マーケット及び物品販売業を営む店舗	・A>100m ² (地階又は3階以上の階における当該用途の床面積が100m ² を超えるもの)※1	仙台市 塩竈市 石巻市	○			○		○
		展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	・A≥500m ² (2階に当該用途があるものに限る。)※1 ・A≥3,000m ² ※1 ・A≥1,000m ² (2階以上の階に当該用途を有するものに限る。)			○		○		○
	劇場等	劇場、映画館、演芸場	・主階が1階にないもの(劇場、映画館又は演芸場に限る)※1 ・A>100m ² (地階又は3階以上の階における当該用途の床面積が100m ² を超えるもの)※1			○		○		○
			・客席部分の床面積≥200m ² ※1			○		○		○
	集会場等	観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂、集会場		仙台市 塩竈市 石巻市		○		○		○
						○		○		○
	旅館等	旅館、ホテル	・A>100m ² (3階以上の階における当該用途の床面積が100m ² を超えるもの) ・A>100m ² (地階における当該用途の床面積が100m ² を超えるもの)※1 ・A≥300m ²		○		○		○	
						○		○		○
	病院等	病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る)	・A>100m ² (3階以上の階における当該用途の床面積が100m ² を超えるもの) ・A>100m ² (地階における当該用途の床面積が100m ² を超えるもの)※1 ・A≥300m ²	仙台市 塩竈市 石巻市	○		○		○	
						○		○		○
	共同住宅等	共同住宅、寄宿舎、下宿	・A≥1,000m ² (3階以上の階に当該用途を有するものに限る。)		○	青○	泉○	青○	泉○	青○
		サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム及び障害者グループホーム	・A>100m ² (3階以上の階における当該用途の床面積が100m ² を超えるもの) ・A>100m ² (地階における当該用途の床面積が100m ² を超えるもの)※1 ・A≥300m ² (2階に当該用途を有するもの。)※1 ・A≥1,000m ² (3階以上の階に当該用途を有するものに限る。)		○	若○	太○	宮○	若○	太○
毎年報告	児童福祉施設等	児童福祉施設等	・A≥300m ² ・A>100m ² (3階以上の階における当該用途の床面積が100m ² を超えるもの) ・A≥300m ²	仙台市 塩竈市 石巻市	○	○		○		○
		高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの※2	・A>100m ² (地階又は3階以上の階における当該用途の床面積が100m ² を超えるもの)		○		○		○	
	博物館・美術館等	体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	・A≥2,000m ² (2階以上の階に当該用途を有するものに限る) ・A>100m ² (地階又は3階以上の階における当該用途の床面積が100m ² を超えるもの)※1		○		○		○	
						○		○		○
	学校・事務所等	学校・事務所その他これに類するもの	・A>1,000m ² (5階以上の階に当該用途を有するものに限る。)	仙台市 塩竈市 石巻市	○	○		○		○
						○		○		○
	建築設備	換気設備(中央管理方式の空調設備に限る。) 排煙設備(排煙機を有する排煙設備に限る。) 非常用照明装置(予備電源が蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る。)			上記建物と同時期に報告					
	防火設備	随時閉鎖式の防火設備(防火ダンパーを除く)※3			上記建物と同時期に報告					
	昇降機等	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(フロアタイプに限る。)※4			設置月を基準に報告					
	遊戯施設	・ウォーターシュート、コースター等の高架の遊戯施設 ・メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔等の回転運動をする遊戯施設								

※1: 該当する用途が避難階のみにあるものは対象外。

◎:特定建築物及び建築設備・防火設備の報告時期

※2: 助産施設、乳児院、障害児入所施設・助産所・盲導犬訓練施設・救護施設、更生施設

○:建築設備・防火設備の報告時期

老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)

老人デイサービスセンター(宿泊サービスを提供するもの)、養護老人ホーム

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム

母子保健施設

障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)の用に供する施設(利用者の就寝の用に供するものに限る。)

※3: 建築物の定期報告の対象とならない建物であっても、床面積が200m²以上の下記用途の建築物に設けられる防火設備については、定期報告の対象となります。

・病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)

・共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。)

・寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)

・就寝用途の児童福祉施設等

※4: 下記の昇降機については対象外です。

・籠が住戸内のみを昇降するもの。

・労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第12条第1項第6号に規定するエレベーター。